



ゆうメール

2018.12.12

令和6年
(2024年)

10月号
第597号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

生坂村「創造の森」イメージ図

遊ぶように暮らそう！

いくさか『創造の森』プロジェクト

こ生坂村「創造の森」はエコロジカルなライフスタイルを實踐し、提唱する場、そして地域住民が自由に出入りできる「地域の緑地」。ここにはさまざまな手仕事があります。さまざまな手仕事はコミュニティを円滑にし、遊ぶように仕事をするを可能とします。持続可能な村、それはあなたと家族、あなたの愛する人すべてが長く未来であります。遊ぶように暮らすうこ生坂村で、



“いくさか『創造の森』プロジェクト”

— 主な記事 —

税務ポイント	2 頁
皆さんこんにちは・大矢芳弘氏	3 頁
頑張ってます・山越千恵子さん	3 頁
労務レポート	4 ～ 5 頁
イイね♡ふるさと!	5 頁
研修会テキストのご案内	6 頁
スーパーでは精米して 1 か月の コメは商品棚から撤去される!?	7 頁
松本税務署からのお知らせ	8 ～ 9 頁
長野県連 研修動画のご案内	9 頁
会員福利厚生制度 PR	10 頁
10月の予定、 大規模法人研修会開催のお知らせ等	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき ..	12 頁
時局講演会ご案内	付録
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い ..	付録



“ いくさか『創造の森』プロジェクト ”
(生坂村)

生坂村は2022年の6月に「生坂村ゼロカーボンシティ宣言」を発出し2023年に環境省の「脱炭素先行地域」に選定されました。2050年までにカーボンニュートラルを達成するという国の目標に先駆けて、地域レベルで脱炭素化を推進する取り組みです。いくさか『創造の森』プロジェクトはゼロカーボンを活用した地域づくりと村民への脱炭素型ライフスタイルの定着を目指すモデル地区です。

(関連記事 5 頁掲載 中山英也編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長							經理担当
--------	--	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル 5 階

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室①〕

災害を受けたときの納税の猶予

Q. 災害を受けたときの納税の猶予について教えてください。

A. 納税者の方が災害により被害を受けた場合には、一定の国税について納税の猶予を受けることができます。

この制度には、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予があります。

災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予

この納税の猶予を受けられる方は、災害により全積極財産（金銭的価値のあるプラスの財産）のおおむね20パーセント以上の損失を受けた方です。

また、納税の猶予を受けられる国税は、次のようなもので、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものです。

- (1) 災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税または法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税または贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (2) 災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの
- (3) 災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (4) 予定納税に係る所得税ならびに中間申告に係る法人税および消費税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの

上記(1)から(3)の納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内となります。上記(4)の納税の猶予期間は、最長で確定申告書の提出期限までとなります。

災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

なお、この納税の猶予を受けるためには、原則とし

て猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です（猶予金額が100万円以下、猶予期間が3か月以内または特別の事情がある場合は不要）。

また、納税の猶予を受けられる国税は、災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税です。

納税の猶予期間は、原則として1年以内の期間に限りますが、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、既に認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

よって、同一の災害を理由として、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予およびその猶予期間の延長により、最長3年間の猶予を受けることができます。

対象者または対象物

災害により被害を受けた方

手続き

災害を受けたときの納税の猶予を受けるためには、必要事項を記載した「納税の猶予申請書」に、次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- (1) 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予
納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類

なお、(1)の納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2か月以内に「納税の猶予申請書」を提出する必要があります。

- (2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

イ 災害などの事実を証する書類

ロ 「財産収支状況書」

（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」および「収支の明細書」）

ハ 担保の提供に関する書類

ニ 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類

なお、(2)の納税の猶予を受けるための申請書の提出期限はありませんが、速やかに申請をしてください。

根拠法令等 通法11、46、46の2、通令13、14、15、15の2、通基46、46の2

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん
こんにちは♪

株式会社 VC 長野クリエイトスポーツ
上伊那郡南箕輪村
代表取締役社長 大矢 芳弘 氏

『パリ五輪の感動を地元でも』

日本バレーボールのトップリーグである大同生命 SV リーグが今月開幕します。

県内で唯一参戦する VC 長野トライデンツを運営する大矢さんにお話を伺いました。昨年7月、(株)メルコグループが運営会社の経営を引き継ぎ、代表として出向しています。VC 長野は地域に根差した独立採算制のクラブチームですので、仕事はチームの経営はもちろんのこと、物心共に応援いただくスポンサーやファンの獲得からジュニア世代の育成など多岐にわたります。

他業種での勤務が長く全くの畑違いですが、なかなかできる挑戦ではないと思い日々取り組んでいます。東京の自宅に妻と二人の子供を残しての単身赴任中ですが、小学校2年から始めた剣道は現在教士七段で、チームも練習する南箕輪村の体育館では地元のみなさんと一緒に稽古を続けております。

ホームアリーナであるエア・ウォーターアリーナ松本は今季改修工事中ですが、安曇野市・塩尻市・岡谷市・千曲市でホーム戦を戦いますので、パリ五輪でも活躍した選手も参加するリーグ戦にぜひ足をお運びください。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『会員事業所を支え、
地域を元気に』

生坂村商工会
東筑摩郡生坂村

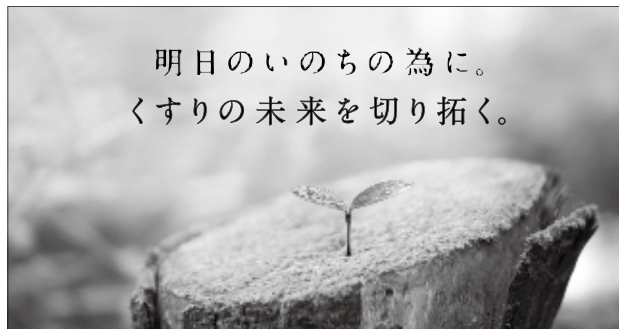
山越 千恵子 さん

商工会は主に「経営改善普及事業（事業所の金融・経営・税務・労務に関する相談支援など）」や「地域総合振興事業（地域おこし事業、特産品や観光開発など）」に取り組む組織です。山越さんは主任経営支援員として会員事業所の経営支援や生坂村の地域振興に取り組まれています。

生坂村商工会に赴任して5年目となりますが、当初から心掛けていることは「相手のお話をしっかりと聞くこと」。事業者の皆さんがどんな思いを持っているかをしっかりと理解するため、時には何度もお話を伺うこともあるそうです。その上で自身の知識や経験を活かしたサポートはもちろん、商工会の組織を活かし時には行政とも連携しながら頑張っている事業所さんの支援をされています。

生坂村の秋の風物詩「2024赤とんぼフェスティバル in いくさか」が今年は10月19日(土)に予定されており、商工会も実行委員会のメンバーとして、イベント成功に向け関係団体と連携しながら準備を進められているそうです。生坂村の事業所、そして地域の元気づくりに日々取り組まれている山越さんでした。(中山英也編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

労務レポート

改正雇用保険法と実務について(その2)

社会保険労務士 上 嶋 宏



7月の労務レポートは、雇用保険の適用拡大についてお伝えしました。雇用保険の適用拡大をまとめると以下の図表になります。

改正項目	改正前	改正後
一週間の 所定労働時間	週20時間以上	週10時間以上
被保険者期間の 算定基準	賃金支払基礎日数： 11日以上または80 時間以上※ ¹	賃金支払基礎日数： 6日以上または40 時間以上※ ¹
失業認定中の就労	1日4時間以上※ ²	1日2時間以上※ ³
賃金日額の下限額	2,460円※4	1,230円※4

※ 1 : 賃金支払基礎となった 1 ヶ月間の労働時間

※2：4時間未満の就労は、賃金額に応じて基本手当額を支給調整

※3：2時間未満就労しても賃金額に応じて基本手当額の支給調整をしない

※4：実際の下限額は年度の平均給与額によって自動変更

今回、基本手当給付制限期間の見直し、教育訓練給付の改正、育児休業給付の改正についてレポートいたします。

1. 自己都合退職者の給付制限期間の見直し（令和7年4月1日施行）

令和2年10月から給付制限期間が2ヶ月に短縮されました。以前は、3ヶ月でした。転職を考える労働者が安心して再就職活動を行えるように1ヶ月に短縮されます。なお、リ・スキリングを伴う自己都合退職者の場合、要件を満たすと給付制限が解除されます。

2. 教育訓練給付の改正（令和6年10月1日施行）

教育訓練給付金の給付率上限が下図の通り引き上げられます。

※表中の数字は支払った受講費用に対する給付率

改正前	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付
本体給付	50% (上限40万円)	40% (上限20万円)
資格取得時等の追加給付	20% (上限16万円)	—
賃金上昇時の追加給付	—	—
最大給付率	70% (上限56万円)	40% (上限20万円)

改正後	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付
本体給付	50% (上限40万円)	40% (上限20万円)
資格取得時等の追加給付	20% (上限16万円)	10% (上限5万円)
賃金上昇時の追加給付	10% (上限8万円)	—
最大給付率	80% (上限64万円)	50% (上限25万円)

参考：現行の対象資格・講座の例

- ① 専門実践教育訓練給付金
医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等）等
- ② 特定一般教育訓練給付金
運転免許関係（大型一種免許等）
医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等）等

3. 育児休業給付の改正

- ① 育児休業給付の給付率引き上げ（令和7年4月1日施行）

若者世代が、希望通りに、結婚、妊娠・出産、子育てが選択できるように、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要があります。特に男性の育児休業取得のさらなる促進が求められます。

そこで、以下の要件を満たすと

- i 父親の場合、子の出生後8週間以内。母親の場合、産後休業後8週間以内。育児休業を取得。
- ii 父親及び母親の両方が14日以上育児休業を取得する場合。

現状の育児休業給付金の給付率67%に13%を加え給付率80%（手取り10割相当）を最大28日間支給します。

参考：図 1（次ページ）

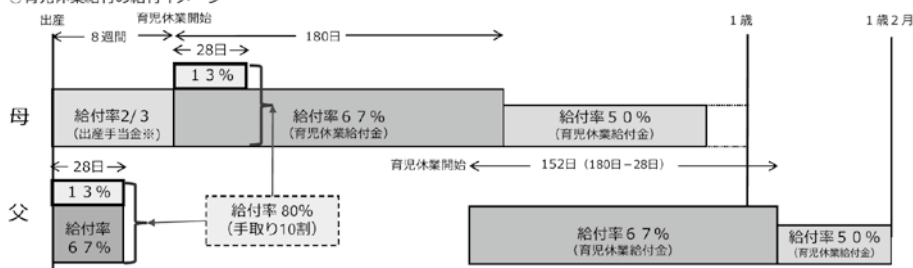
- ② 育児時短就業給付金の創設（令和7年4月1日施行）

現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下する労働者に対して給付する制度がありません。「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援をする観点から、柔軟な働き方として、短時間勤務制度を選択できるようにすることが求められます。そこで、被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、育児時短就業給付が創設されることとなりました。給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金額の10%となります。

これらが改正雇用保険法の主な改正点です。今回の労務レポートは以上になります。

図 1

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

厚生労働省：

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の改正内容より抜粋

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101

安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927

FAX.0263-88-6928

人ねふるさと!

『いくさか『創造の森』プロジェクト』（生坂村）

～「地域の縁側」を目指す
いくさか『創造の森』～

下生坂雲根地区にあるいくさか『創造の森』は脱炭素型ライフスタイルの実証実験を行う場です。『脱炭素型ライフスタイル』って新しいことでも難しいことでもなく、かつてお豆腐はアルミ鍋を持って買いに行くものだったように、昔ながらのシンプルな暮らしを取り戻すことだったりします。



株式会社松本山雅と村が共催したイベント（山雅ママ部）

二酸化炭素の排出を極力減らした生活態度もさることながら、わたしたちに最も必要なことは、意識そのものの変革。50歳未満の日本人は、100年以上生きると言われていますが、医療が発達し平均寿命が長くなったことでわたしたちは長きにわたって働かなくてはなりません。

自身がやりがいを感じ、創造性を伴う仕事に就き、遊ぶように仕事をし、遊ぶように暮らしていく。『次世代のまちづくり』とは老若男女がイキイキと活躍できるまちづくりを指します。そして長きにわたって働くことのできるまちづくりです。自身の労働力が必要とされ、創造性を伴う仕事。それらは遊びを伴う仕事であるべきです。生坂村の資源や伝統文化の探索と価値形成を繰り返し行うことこそが、創造的な仕事を創出する上で最も重要です。いくさか『創造の森』はそのような「地域の縁側」になることを目指しています。

（中山英也編集委員）



地産地消の食材を使って開催された『創造の森』の野外レストラン

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。本稿にて現在準備しておりますテキストをご紹介しますので、ご希望のものがございましたら松本法人会事務局(電話：0263-35-8080)までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. 「企業の税務コンプライアンス向上のために」 「自主点検チェックシート」



企業の内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載されるとともに具体的な点検内容・解説が掲載されております。

【主な内容(確認内容)】

- 社内体制(文書管理等)
- 貸借関係(資産科目、負債・資本科目等)
- 損益関係(各種科目別) 等

2. 「会社の決算・申告の実務」

適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算や申告などに関する基本的で重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整
- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 申告手続 等



3. 「税制改正のあらまし」

令和6年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



【主な内容】

- 法人税関係
- 所得税関係
- 資産税関係
- 消費税関係 等

4. 「源泉所得税実務のポイント」



源泉所得税実務に関するテキスト。

【主な内容】

- 給与所得からの源泉徴収
- 退職所得からの源泉徴収
- 支払い報酬・非居住者からの源泉徴収

5. 「会社取引をめぐる税務 Q&A」

会社の所得に対して課される法人税を中心に、会社の取引をめぐる税金について様々な視点からご紹介しているテキスト。

【主な内容】

- 決算と申告の関係
- 収益の計上と原価の計算
- 資産にかかる税務
- 会社経費と税務



お問い合わせは事務局まで(電話：0263-35-8080)

スーパーでは精米して1か月のコメは 商品棚から撤去される!?

食品ロス問題ジャーナリスト
井出留美

スーパーでは精米してから1か月を経過したコメは商品棚から撤去されることを取材で知りました。私の義父母は長野県でコメや野菜を作っています。収穫したコメは玄米として長く保管しますので、精米して1か月で処分することに驚きました。

そのスーパーをP社としましょう。P社では、以前は商品棚から撤去したコメは捨てていたそうですが、近くにフードバンクができてからは寄付しているそうです。スーパーQ社にも聞いてみました。Q社では、精米後40日で商品棚から撤去しますが、捨てる、従業員に安く売る、フードバンクに寄付すると処分方法は店舗によって異なりました。スーパーR社では、精米後50日で商品棚から撤去してコメの納入業者に返品、その納入業者は外食産業にまわすとのことでした。スーパーX社では、精米して1か月になる前に割り引きして売っているそうです。このように、多くのスーパーでは精米してから1か月前後で商品棚から撤去してしまいます。近くのスーパーで見てみてください。精米時期として「○月初旬」「○月下旬」などと書いたコメがあると思いますが、精米時期から2か月以上経ったコメは置いていない店がほとんどだと思います。

なぜでしょうか？ あるコメのパッケージを見ると、夏場においしく食べられる期間は「精米から1か月程度」と書かれています。冬場だともっと長いのですが、一番短い時期に合わせて商品棚から撤去するのでしょうか。不思議なのは、1合や300gなど小サイズのコメには賞味期限が表示されており、精米から6か月～1年の日付が「賞味期限」として書かれていることです。一方では精米して1か月強で棚から撤去されるのに、もう一方では1年近く置かれるって、なんだか変ですよ。

とはいえ、食品業界には「3分の1ルール」という商習慣があり、賞味期限の最初の3分の1で「納品期限」が切れ、次の3分の1で「販売期限」が切れるの

で、1年間の賞味期限ギリギリまでは売らないのが……。たとえば12か月の賞味期限であれば、製造から3分の1（4か月）までの間に、メーカーはコンビニやスーパーに納品しなければなりません。次の3分の1（製造から8か月）までの間に販売しきらないといけません。販売期限が切れたら商品棚から撤去されるのです。2013年には3分の1ルールによって年間1200億円以上の損失が発生していました。2023年では年間400～500億円程度に減ってきてはいるものの、まだ食品ロスは発生しています。

台湾では、市販されているコメは真空パックで売られているそうです。精米後1年間おいしく食べることが可能です。日本でも真空パックで売ることができないのでしょうか。コスト高であれば、商品棚に置く期間を延ばしてもいいのではと思います。

2023年の酷暑とインバウンド消費でコメの在庫が薄くなっています。コメどころですらコメの在庫がない状況です。貴重なコメが捨てられないようにと心から願っています。



【筆者紹介】井出留美（いで・るみ） 奈良女子大学食物流学科卒、博士（栄養学 / 女子栄養大学大学院）、修士（農学 / 東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

法人税の電子申告は 4 社に 3 社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式

◇勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



松本税務署からのお知らせ

令和7年

2月17日～3月17日の期間

(所得税の確定申告期間)

税務署の駐車場及び臨時駐車場は、 ご利用いただけません。



- ・税務署へお越しになる際は、公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ・お身体が不自由な方などには、専用の駐車スペースをご用意しております。

長野県法人会連合会 研修動画のご案内

公益財団法人全国法人会総連合が作成した3種類のテキスト

【令和6年度わかりやすい！会社の決算・申告の実務】

【令和6年度版 新設法人のための会社の税金ガイドブック】

【令和6年度税制改正のあらまし】

につきまして、税理士による解説動画を長野県法人会連合会が作成いたしました。各テキストに対して重要なポイントを絞って、それぞれ約10分にて編集していますので、ご多忙の方やベテラン経理担当の方が確認するのに最適です。

検索

長野県法人会連合会 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/@user-ee9sb5ii5e>

「令和6年度わかりやすい！
会社の決算・申告の実務」



「令和6年度版 新設法人のための
会社の税金ガイドブック」



「令和6年度税制改正のあらまし」



是非、ご視聴ください！



関東信越税理士会長野支部

解説 たかてら 高寺 ゆか 佑佳 税理士



AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

40th Anniversary Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



ビジネスガード
40周年
記念サイト



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティーガード+企業地震保険 (企業財産保険^①、
財物損害補償特約^②、
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
2024年4月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL 0263-35-1933 FAX 0263-36-7975

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(24-073012)

10月の予定

3日法人会全国大会（鹿児島大会） 7日税制委員会グループ会議 9日厚生委員会 10日租税教室（山辺小学校） 11日県連女性部合同例会（女性部10月例会） 15日大規模法人税務研修会 16日新設法人説明会 18日10月役員会、県連青年部合同例会 22日研修委員会 23日青年部10月例会 24日総務委員会 28日決算説明会（塩尻会場） 29日決算説明会（松本会場） 30～31日女性部創立45周年記念旅行 31日税制委員会・税制委グループ会議

決 算 説 明 会

（法人税・消費税の説明会 /
9月決算法人対象）

塩尻会場 10月28日(月) 午後2時より
ホテル中村屋1階「平安の間」

松本会場 10月29日(火) 午後2時より
松本市駅前会館4階「大会議室」

大規模法人税務研修会のご案内

「令和6年度法人税関係法令の改正のポイント」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした下記税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時 10月15日(火) 午後2時～3時30分

会 場 松本市駅前会館 4階大会議室

講 師 松本税務署 担当官

受講料 無料

お申込 松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）

お願い 資料・会場準備の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が9年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。



「法人会やまびこ運動」って何？

- ☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。
- ☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
- ☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



「松本パルコ」(松本市)



8月で開店40周年を迎えたところですが、来年2月末の閉店が近づくにつれ回顧の機運が高まります。松本にあることで市民の自尊心をくすぐってきました。別の事業者による商業施設としての再開も検討されているようですが、期待したいところです。(横沢敏編集委員)

(本号編集委員)
中山英也
横沢 敏



生活習慣病予防検診を先日受診したのでそのお話。法人会でも実施しているが、胃カメラは辛さもあるが病巣発見の精度から考えるとカメラ一択である。さらに検査直後に「次回は何年後がいいですか」と聞けば、「この胃なら3・4年後かな」となるのでしばらくは大丈夫である。肺もCTに限るし、最近では大腸も内視鏡だけではなくCTでもできるので、麻酔も不要で短時間で済むうえに体的に楽。近年なぜか減量に成功して、体重が減ると各種数値結果は比例して改善する。腰や膝への負担も減るから快適である。あくまでも個人の感想ですが、続きが気になる方はいつも通りに個別にお尋ねください。(横沢)

時局講演会のご案内

税を考える週間協賛事業
—令和6年度 時局講演会のお知らせ—

「組織を束ねる力」



開催日 **11月13日(水)**
午後2時～3時30分

会場 **ホテルブエナビスタ
3F「グランデ」**
(松本市本庄1-2-1)

定員 **500名**
(先着順 要申込)

講師 前大阪府知事 前大阪市長

松井 一郎氏

受講料 **無料**

■ 詳細・お申し込みは ……………

本号チラシにてご確認ください

主催 一般社団法人 松本法人会
関東信越税理士会 松本支部

お問い合わせ

一般社団法人 松本法人会(事務局)
TEL.0263-35-8080

川柳コーナー
紙文化
郵便値上げに
四苦八苦
ウグイスも
自慢ののどを
準備中?
子と二人
松茸売り場で
深呼吸
新米

あとがき

頼まれごととはできるだけお断りするよう

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社